

松橋支援学校高等部規則

1 礼 節

- (1) お互いに気持ちのよいあいさつや言葉遣いをする。
- (2) その場に応じた礼儀や節度ある行動をする。

2 欠席・遅刻

(1) 欠席

- ア 病気やその他の理由でやむを得ず欠席する場合は、必ず保護者が早めに学校に連絡する。
- イ 忌引きの期間は次のとおりとする。

父母＝7日間	祖父母＝3日間
兄弟姉妹＝3日間	伯父・伯母・叔父・叔母＝1日間

(2) 遅刻

- 病気やその他の理由でやむを得ず遅刻をする場合は、必ず保護者が早めに学校に連絡する。

3 服装・所持品

- (1) 原則、学校指定の標準服、またはそれに準じた代替品（市販品等）を着用する。色の濃淡など多少の違いは許容するが、あまりに違う色・デザインであると校長が判断した場合は、代替品とは認めない。やむを得ない場合は、学校に申し出て、校長の許可を得ること。（学校指定の標準服の詳細は別紙を参照）
- (2) 原則、式典では標準服、または、それに準じた代替品（市販品等）を着用すること。
- (3) 普段の学校生活では、学習内容や障がいの状態に応じて、体操服等の動きやすい服装で過ごすことを許可する。ただし、学校から指示が出た場合はそれに従うこと。
- (4) 服装の移行期間は設けない。気温や体調に応じて、各自で判断すること。
- (5) 進学や就職の面接、現場実習等を意識した身なりを心掛ける。
- (6) 原則、携帯電話（スマートフォン等）、ポータブル音楽再生機器等は、学校敷地内での使用を禁止する。
- (7) 必要以上の金銭を持ち込まない。また、寄宿舎生については、寄宿舎に預け、帰省時に受け取る。
- (8) 刃物やその他の危険物は所持を禁止する。

4 その他

- (1) 外出するときには、必ず行き先や帰宅予定時間を家族に伝える。
- (2) 以下の行為を禁止する。
 - ア 飲酒、喫煙、薬物乱用、暴力、脅迫行為、いじめ。
 - イ 違法行為及び違反行為。
 - ウ その他の問題行動。
 - エ 学校の規律を乱す行為。
- (3) 交際は、節度を守り、健全なものであること。
- (4) 携帯電話（スマートフォン等）やインターネットについては、保護者の責任のもと節度を持って利用する。SNS等への相手の個人情報・誹謗中傷する内容の書き込みは禁止する。

5 特別指導

- (1) 規則に反した場合は、特別指導を行う。
- (2) 特別指導中は、他の生徒とは別に活動する。生活支援部と担任、学部主事で検討した内容に基づいて振り返りや活動を行い、自分の行動が反省できるようにする。
- (3) 特別指導の内容や期間については、違反の軽重や反省の様子等に応じて、生活支援部と担任、学部主事で検討し随時管理職に報告する。それを受けて、校長が決定する。

6 交通に関する諸規定

自動車免許について

- ア 自動車学校入校は後期現場実習以降とする。
- イ 自動車免許証を取得するために、自動車学校に入校する生徒は、保護者連名の自動車学校入校許可願を提出し、承認を受ける。学習状況、出席状況、進路の状況、心身の健康状態、生活の様子、経済面等を考え、慎重に審議する。
- ウ 自動車学校入校許可願を提出せずに自動車学校に通った場合は、個別指導の対象とし、卒業まで自動車学校通学を禁止する。
- エ 自動車学校に通う生徒については、授業や就業体験(現場実習)等の支障とならないようにする。また、寄宿舍の生徒については、寄宿舍との連携を十分に行う。
- オ 就業体験(現場実習)中の講習及び仮免等の検定受検は認めない。
- カ 本免受験は卒業式の翌日以降とする。また、自動車学校入校許可願を提出せずに取得した場合は、特別指導の対象とし、免許証は卒業まで学校で預かる。
- キ 自動車学校のために学校の無断欠席や就業体験(現場実習)の欠勤があった場合は、特別指導の対象とし、自動車学校通学を禁止する場合もある。

7 アルバイトについて

長期休業中で、諸事情によりやむを得ずアルバイトを必要とする場合、学級担任と相談のうえ、所定の様式により願い出ること。なお、課業期間中は、学業を優先するために原則禁止とする。

- (1) 学校教育法、児童福祉法、労働基準法、風俗営業法等に照らし合わせ、アルバイト先を学部会、生活支援部で協議・検討・判断し、校長の決裁の後に許可する。
- (2) アルバイトの前に、学校生活が優先であり、松橋支援学校の生徒としてふさわしい責任ある行動をとる。
- (3) 仕事内容、就業場所、始業・終業時刻、通勤方法、報酬、事故の際の保険、休憩時間・休日、服装等の細部にわたり雇用者、生徒、保護者の間で連絡を密にすること。
- (4) アルバイトは、出退勤時も含め、全てにおいて保護者の責任のもとで行うものとし、事故等について学校は関知しない。但し、何かあった場合は、必ず保護者は学校（担任）へ報告する。
- (5) 時刻は、午前8時から午後5時までとする。
長期休業中における期間は、原則として夏季休業中が21日（3週間）、冬季及び春季休業中が10日間以内とする。ただし、特別な場合があれば別途検討する。
- (6) 夜間や住み込みのアルバイトは禁止する。
- (7) アルバイト先の範囲は、原則として居住地の近隣とすること。
- (8) 緊急かつ短期間のものであっても必ず許可願を提出すること。
- (9) 事後の金銭の使途について十分配慮すること。特に、アルバイトで得た金銭については、保護者が責任を持って管理し、目的以外で使用しないようにする。
- (10) アルバイト期間中に事故が発生することも予測されるため、雇用者、生徒、保護者間で十分納得のいく話し合いをしておくこと。
- (11) 本校で定めるアルバイト規則に反する場合は、特別指導の対象とする。

附則

- 令和3年度 一部改正
令和4年度 一部改正
令和5年度 一部改正
令和6年度 一部改正
令和7年度 一部改正